

母子家庭の貧困と政府の政策の影響について

名方 佳寿子

Single Mother's Poverty and the Effects of Government's Policy

Kazuko Nakata

2018.3

『摂南経済研究』第8巻 第1・2号 別刷
摂南大学経済学部

論文

母子家庭の貧困と政府の政策の影響について

名方 佳寿子

Single Mother's Poverty and the Effects of Government's Policy

Kazuko Nakata

【要 旨】

現在日本では子供の貧困が問題となっている。その背景に1人親世帯の存在があり、特に母子家庭の母親の多くが非正規社員で全世帯の平均所得の3割ほどの世帯収入しか得ていないという実情がある。日本政府は、低所得の母子家庭や子供に対して経済的な支援や就業支援を行ってきたが、それらの政策の成果や母子家庭が貧困に陥るメカニズムについて分析した研究は少ない。そこで本稿では、母子家庭に関する海外の先行研究を3つのテーマに分けてまとめた。具体的には、第1に女性のどのような **individual factors** が職業選択に及ぼす影響について、第2に低所得者や1人親家庭を支援する様々な政策が雇用や所得などに与える影響について、第3に賃金、保育園使用料が母親の就労に与える影響についてである。今後はこれらの研究を参考に、母子家庭の就労の足かせになっている要因や日本政府の様々な支援政策の成果について研究することによって、母子家庭や子供の貧困問題が解決していくことを期待する。

1. はじめに

現在日本では子供の貧困が問題となっている。厚生労働省の「平成24年国民生活基礎調査」によると、子供の貧困率は16.3%と6人に1人が貧困の状態であり、昭和60年の10.9%と比較すると1.5倍もの値になっている。その内訳を見ると、子供のいる2人親世帯の貧困率が12.4%に対して1人親世帯の貧困率は54.6%と4.5倍近く高く、子供の貧困には1人親世帯が深く関係していると考えられる。厚生労働省の「平成23年全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯存在し、平均世帯収入はそれぞれ291万円、455万円である。これは、全世帯の平均所得が548万円、児童のいる世帯の平均所得が697万円であることと比較すると、母子世帯の世帯収入は3割ほどしかないのが分かる¹。しかしながら母子世帯の80.6%の人が就業しており、この割合は海外のひとり親家庭の平均就業率(OECD平均70.6%)より高い。その内訳をみると、自営業者2.6%、正社員39.4%、パート・アルバイト47.4%、派遣4.7%、その他5.3%であり、父子世帯の91.3%が就業しており、そのうち正社員が67.2%、パート・アルバイト・派遣が10%であるのと比較すると、圧倒的に正社員の割合が少なく、これが収入に影響を及ぼしていると考えられる。

子供の貧困は将来的に経済・社会に大きなコストをもたらす。第1に、非正規雇用者や教育水準の低い者の増加は、将来の労働生産力・所得の低下と社会保障費の増加を意味する。第2に、貧困層の増加は犯罪の増加につながる。さらに、所得階層の低い者は健康問題を抱える傾向が強い。今後少子高齢化が進み更なる労働力確保が必要となる中、子供の貧困を解消して若い人材を育てることが今後日本の経済の発展に不可欠であると考えられる。

政府は子供の貧困や母子・父子家庭の所得改善の為に様々な政策を行っている。例えば、経済的には児童手当、児童扶養手当、児童育成手当、母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、保育料の多子軽減、所得税・住民税の減免、ひとり親家庭等医療費助成制度が、就業支援としては就業相談・職業紹介、職業訓練、給付金(職業転換給付金)等がある。しかしながら、このような政策があるにもかかわらず、子供や母子家庭の貧困率が何故上昇し続けているのか、またこれらの政策がどのような成果をだしてきたのかについて研究はあまり行われていない²。そのため、本稿では海外における母子家庭について分析されてきた最近の先行研究をまとめ、今後日本でどのような政策や研究がなされるべきか考えていきたい。

2. これまでの先行研究

これまでシングルマザーに関する様々な研究が行われてきたが、それらを主に3つのテーマに分けてみていきたい。第1に女性のどのようなindividual factorsが職業選択に影響を及ぼすかについてである。第2に低所得者やひとり親家庭を支援する様々な政策が雇用や所得などに

¹ 全世帯の平均所得と児童のいる世帯の平均所得は平成24年国民生活基礎調査を参照。

² 小林(2011)では児童手当の家計消費への影響を分析したところ、エンゲルシェアを下げる効果があることから生活水準の維持に一定の効果はあるものの、教育費には影響を及ぼしていないことから、子供の福祉の向上には効果はないとしている。また藤原・湯浅・石田(2011)では児童扶養手当の貧困削減効果を計測したところ、母子家庭の貧困率を低下させる効果があるという結果となった。

与える影響についてである。第3に賃金、保育園使用料が母親の就労に与える影響についてである。

2.1 女性の individual factors が職業選択に与える影響

ここでは女性のどのような individual factors が職業選択に影響を及ぼすかというテーマについて研究した文献を見ていく。Hancioglu and Hartmann (2014)では、ドイツのパネルデータを用い、母子家庭の母親の職業選択の要因を分析している。具体的には、職業を full-time employed, part-time employed, not employed と3分類し、母子家庭になったばかりで誰とも同居していない母親の離婚前と離婚後の職業を比較し、もし違う職業へ移行する場合は、その女性のどのような特徴や制度的要因が職業選択に影響を及ぼすのかを分析している。分析方法には、母親が違う職業にどれぐらいの割合で移行するのかという Cox Regression による Survival Model を採用している。ただ、母子家庭でいるという選択は外生的ではなく、母親は生活改善の為に新たなパートナーを探す可能性があり内生性のあるので Semi Parametric Survival Model を用いて分析している。分析の結果、高い学歴は part-time employed や full time employed にプラスの影響があるのに対し、子供の低い年齢、扶養家族の多さ、不健康状態はマイナスの影響があることが分かった。また会社に就労外勤務があったり自由度が低いと full-time employed から part-time employed や not employed へ移行しやすいことが分かった。

King Fok et al (2012)では、シングルマザーが part-time で働いていることが、将来的に full-time employment への stepping stone としての役割があるかどうかについて分析した。具体的には、職業状態を employed full-time, employed part-time, not employed に分け、一年前に employed part-time であった場合次の年に employed full-time になる確率が上昇するかどうかを子供の年齢・人数等に考慮して分析した。シングルマザーの職業選択はランダムではなく、個々人の特徴によって異なるために Random Effects Multinomial Logit Model を用いて分析した。分析の結果、パートタイムでの勤務は将来的にフルタイムで働く stepping stone としての機能を持ち、また子供の数・年齢は full-time employment にそれほど大きな影響をもたらさないという結果となった。

2.2 政府の政策や政策の制度変更がシングルマザーに及ぼす影響

この節では、税制度、生活保護制度、補助金などの社会福祉制度とそれら制度変更が、シングルマザーの就労、勤労時間、所得、社会厚生等に及ぼした影響について研究した文献について説明していく。

まず社会福祉制度の影響について、Powers(1998)は、アメリカの被扶養児童のいる家庭への扶養制度である Aid to Families with Dependent Children (AFDC) がシングルマザーの資産蓄積に与える影響について分析している。アメリカの AFDC、就労が難しい人を対象とした現金支給制度である Supplemental Security Income (SSI)、低所得者向けに食料を購入するためのクーポンである Food Stamp、低所得者・身体障害者向けの医療保険制度である Medicaid

等の社会保障制度は世帯の所得や資産が一定以下の家庭にしか支給されず (means tested)、また受給資格があったとしても所得や資産の増加によってその支給額は減額される。そのため、これらの制度が支給対象者の資産蓄積を抑制するのではないかといわれてきたが、分析はほとんどされてこなかった。そのため、著者は1981年におけるAFDCの制度変更を利用し、AFDCのシングルマザーの資産蓄積への影響を分析した。分析手法としては、州ごとの受給資格の条件の変化と資産蓄積量の変化との関係についてOLSを用いて推計している。分析の結果、AFDCの受給者は制度変更に応じ、受給資格条件の資産額が1ドル上昇することに対して25セント貯蓄額を増加させることが分かった。

Gruber (2000)も同様にAFDCに着目し、シングルマザーの消費行動に与える影響について分析した。AFDCは従来勤労意欲を阻害する等Negativeな側面ばかり注目されてきたが、著者はAFDCには離婚した女性にとって短期間の消費を保証する保険のような機能 (consumption smoothing) があるという仮説を検討した。著者は先行研究における2つの問題点、即ちAFDCを受給している人のみを対象とした分析に存在する sample selectionの問題と、各州におけるAFDCの制度変更は州の特性と相関があるという内生性の問題を解決する工夫をした。具体的には、Panel Study of Income Dynamics (PSID)というlongitudinalデータを用いて、前年度は子供がいる既婚者でありながら、次年度はシングルマザーになっていた人を対象とし、回帰分析では州の固定効果、州の失業率、州の住宅価格の変数を説明変数に加え、2SLSによって消費額の変化とAFDCの受給額の変化との関係性を分析した。分析の結果、AFDCが1ドル増加すると、食費・住宅費が51セント増加することが分かった。この値は食費・住宅費がすべての消費に占める割合にほぼ一致することから、AFDCが離婚した女性のconsumption smoothingに貢献し、さらにシングルマザーは離婚したことによって食費や住宅費を捻出するために他から資金を獲得しているわけではないことが分かった。

Grogger (2003)は1996年にAFDCの制度変更として発足したthe Temporary Aid to Needy Families Program(TANF)の制度において、補助金の支給期間が60か月という期限付きになったことに注目し、この期限付き制度と、勤労収入に対する税額控除制度であるEarned Tax Income Credit (ETIC)がシングルマザーの社会保障申請、就労、所得に及ぼす影響について分析した。著者は制度の影響を見るために二つの特徴をいかしている。第1に、補助金は18歳以下の子供を対象としている為、一番小さい子供の年齢が12歳以下の母親には補助金の支払い期限制度は影響を及ぼすが、一番小さい子供の年齢が13歳以上の子供を持つ母には影響はないという事実である。第2に、州間においてAFDCからの制度変更の時期や政策の中身(補助金の率や条件、他の政策との関係)が大きく異なることである。この子供の年齢や州間における差を利用して、制度変更がシングルマザーに及ぼした影響を分析した。推計に際して3つの問題点があった。まず州におけるシングルマザーの特徴が州政府の採用する政策の内容や時期に影響を及ぼしていた場合内生性の問題があり推計結果にBiasが生じる。第2に、政策からの影響と景気循環からの影響とを区別できないことである。最後にシングルマザーが社会保障の申請や就労を決定する際に一番小さい子供の年齢が大きな決定要因となっていることである。このため著者は、回帰分析におけるerror componentをstate fixed effectとyear effectにわけ

内生性の問題を除去しようとした。また補助金の期限に関する変数とその他の政策を示す変数とを分けて設定し、各政策の影響とその他の影響を分離した。さらに社会保障申請や就労状態を決定する重要な変数と一番小さい子供の年齢を示す変数を掛け合わせた交差変数を説明変数に加えた。分析の結果、補助金の支給期限制度は福祉の申請を減らすだけでなく、雇用を増加させたことが分かった。更にETICも福祉の申請を減少させただけでなく、雇用や勤労所得を増加させた。

次に税制度や社会保障制度の改革がシングルマザーに与えた影響について分析している研究についてみていきたい。この先駆けとなる研究がEissa and Liebman (1996)であり、彼らは1986年にアメリカで行われた一定の労働収入が認められる者に対する税額控除制度であるEarned Tax Income Credit (ETIC)の制度改革がシングルマザーに与えた影響について分析している³。ETICは子供のいる家庭を対象としていることから、子供のいる母子家庭をtreatment group、子供のいない独身女性をcontrol groupとしてDifference-in-Differenceの分析方法を用いてETICの制度改革が母子家庭の就業率と労働時間に及ぼす影響について分析している。ここで重要なのは、Difference-in-Differenceの手法が正当化されるためには2つの条件をみたしている必要があるということである。第1に、制度改革の期間にtreatment groupとcontrol groupの両方の就業率、労働時間に対して影響を及ぼすものがその制度改革以外には存在しないということ、第2に、treatment groupとcontrol groupの2つのグループの就業率や労働時間のトレンドに違いがないということである。この2つの条件が必ず満たされるという保証はない。その為、著者は3つの対策を立てている。第1に、treatment groupとcontrol groupを2通り別に設けた。1つ目は、子供がいて低学歴のシングルマザーをtreatment groupにしたのに対し、子供のいない低学歴の独身女性と子供がいて高学歴のシングルマザーをcontrol groupにしたケースである。2つ目は、子供のいるシングルマザーで勤労所得がETICの条件を満たす女性をtreatment groupにしたのに対し、子供がいて高学歴で勤労所得がETICの条件を満たさないシングルマザーをcontrol groupにしたケースである。第2に、treatment groupとcontrol groupの2つのグループの就業率のトレンドに違いがないことを証明するために、Probit Modelを用いてそれぞれの就業率を13年間の年次ダミー変数、子供の有無を示すダミー変数、そしてこの2つの変数の交差変数を説明変数として推計し、大きな違いがないことを確認した。第3に、税制改革以外に、AFDCや景気循環などが2つのグループの就業率等に影響を与えることを鑑み、AFDC、州の失業率、年齢・人種と年次ダミー変数を交差させた変数を説明変数に加えて推計した。分析の結果、ETICの拡充によってシングルマザーの就業率は増加したが、勤労時間にはそれほど影響はないという結果になった。

Meyer and Rosenbaum (2001)は、1984年から1996年間におけるアメリカの様々な社会福祉政策や税制度の変更がシングルマザーの労働供給に与える影響について分析した。考慮した

³ ETICは1975年に開始され、低所得で子供のいる家庭の賃金税に対する社会保障制度である。このETICを受け取るには3つの条件が必要となる。第1に勤労所得があること、第2に総所得が一定の基準を下回ること、第3に条件を満たす子供がその家庭に存在することである。

政策は、ETIC、連邦政府・州政府の所得税、AFDC、低所得者向けに食料を購入するためのクーポンである Food Stamp、低所得者・身体障害者向けの医療保険制度である Medicaid、職業訓練、公的保育所である。著者は2とおりの推計方法を用いて分析している。1つ目は、Eissa and Liebamn (1996)と同様に Probit Model をベースとし、子供のいる母子家庭を treatment group、子供のいない独身女性を control group とした Difference-in-Difference である。このとき、福祉政策の影響は一括して年次ダミー変数によって説明されるとしている。2つ目は Structural Estimation Model による推計である。まずシングルマザーの賃金と勤務時間を子供の数、年齢、学歴、居住地(州)、年などの demographic variables を用いて推計する。それらの推計した賃金、勤務時間を考慮し、シングルマザーが働くかどうかを Probit Model で推計している。その際、すべての社会福祉政策の影響を個別にみるために、政策変数ごとに説明変数を設定し係数の値が異なる値をとれるようにしている。分析の結果、これらの社会福祉制度の変更が1984年から1996年間における就業率の増加の60%に貢献していることがわかった。各政策ごとに見ていくと、AFDCやFood Stampはある程度就業率の向上に貢献しているが、Medicaid、職業訓練、公的保育の影響は小さい。最も効果的であったのは税制変更やETICの拡充であり、特に学歴の低い女性への影響が大きかったことが分かった。

これ以後の研究は Eissa and Liebamn (1996) の分析方法を主に追従している。例えば、Chyi (2012) は、ETIC の制度変更がシングルマザーの雇用と社会保障の申請にもたらす影響について分析した。1993年 ETIC の制度変更に伴い、勤労所得に対する税控除が寛大になっただけでなく、社会保障の受給期間に制限ができるようになった。特に2人以上の子供を持つシングルマザーに対して税控除制度は拡充した。これらの制度変更が社会保障の受給と雇用にもたらす影響を子供1人の母子家庭を control group、子供2人以上の母子家庭を treatment group として Bivariate Probit Model をベースとした Difference-in-Difference という分析方法を用いて推計した。分析の結果、ETIC の拡充と補助金の支給制限制度は社会保障の受給者数を減少させシングルマザーの就職率を上昇させたことが分かった。

Bettendorf et al (2014) は、オランダのシングルマザーに対する ETIC 制度の子供の年齢に対する条件が12歳から15歳に変わったことによるシングルマザーの就業率への影響を分析している。分析方法には Difference-in-Difference と Regression Discontinuity を用いている。分析の結果、ETIC の制度改革はシングルマザーの就業率にほとんど影響がないという結果になった。

Knoef and Van Ours (2016) はオランダの earning disregard⁴ と job creation 政策がシングルマザーの就業率に及ぼす影響について分析している。子供のいるシングルマザーに対して、子供のいない独身女性は control group として適していないという先行研究の指摘を受け、12歳未満の子供を持つシングルマザーを treatment group、12歳以上の子供を持つシングルマザーを control group とした。さらに政策が違う都市を比較するために Difference-in-Difference-in-Difference を用いて推計した。分析の結果、earning disregard は就業率をあげ、

⁴ 生活保護給付額が勤労所得の増加に対して1対1ではなく1対1以下の割合で減少していくという制度。

job creationは労働時間の上昇に貢献したことが分かった。

Francesconi and Klaauw (2007)は、1999年にイギリスで導入された子供のいる低所得者向けの就労税額控除制度である Working Families' Tax Credit (WFTC) がシングルマザーの就業率、結婚、出生率に与えた影響を分析している。分析方法は基本的には Eissa and Liebamn (1996)と同じである。分析の結果、WFTCはシングルマザーの就業率を上げるが、その効果は子供の年齢によって大きく異なることがわかった。またシングルマザーの就業率の増加は彼女達の保育園の使用率や使用料の増加をもたらす一方、WFTCはシングルマザーの出生率や再婚率の低下をもたらしたこともわかった。

Leigh (2007)も1999年にイギリスで導入された Tax Credit の就業率、勤労所得、勤労時間への影響について分析している。分析方法は従来通りの Difference-in-Difference であるが、Panel データを用いているために個々人の特徴を Fixed Effect でコントロールできているという点が先行研究と異なる。著者は分析対象を以下の5つのグループに分けている。子供のいる大人と子供のいない大人、勤労所得が中間所得以下の子供のいる大人と勤労所得が中間所得以下の子供のいない大人、シングルマザーと子供のいない独身女性、子持ちの母親と子供のいない既婚女性、子持ちの既婚男性と子供のいない既婚男性である。分析の結果、Tax credit はシングルマザーの就業率、勤労時間、勤労所得全てにプラスの影響をもたらしていることが分かった。

Gregg et al (2009)も1999年にイギリスで導入された WFTC と社会福祉制度の受給者に対する就労促進制度である Welfare to work program のシングルマザーへの影響について分析している。具体的には、既存の先行研究を発展させ、シングルマザーの労働市場への参入と退出の移行過程だけでなく、勤労時間、パートナーシップ、社会厚生や子供への影響について Difference-in-Difference を用いて分析している。分析の結果、2つの制度によってシングルマザーの就業率・勤労時間は増加したことが分かった。またこの制度による離婚への影響は認められなかった。さらに、勤労所得の上昇を通じ、シングルマザーの精神状態や子供の満足度や自己評価にプラスの影響が出ていることが分かった。

Stancanelli (2008) は、2001年フランスで施行された “Prime Pour l'Emploi” という Tax Credit 制度が女性の就労に及ぼす影響について分析している。分析方法には Difference-in-Difference を使い、3つのグループを比較している。具体的には第1に、この Tax Credit を受けられる女性と受けられない女性、第2に結婚をしている女性と同棲している女性、第3にシングルマザーと子供のいない独身女性である。分析の結果、Tax Credit の制度は既婚女性の就労を抑制する一方、同棲している女性の就業率を上昇させていることが分かった。一方、シングルマザーへの影響はほとんど見られなかった。

このように1980年から2000年にかけて様々な国で社会保障制度改革が行われ、シングルマザーの雇用の拡充に貢献してきた。しかしながら、これらの政策によってシングルマザーの生活状況はどうなったかに関する詳しい研究はされておらず、かえって家賃などが払えず貧困になったり所得が減少した母子家庭も存在することが指摘された。そこで Meyer and Sullivan (2004) は、これらの制度変更前後でシングルマザーの生活がどう変化したのかを分析してい

る。具体的には、アメリカの消費データを用い、1984年から2000年の間に母子家庭の消費額の絶対額がどう変化したのか、また独身女性や既婚の母親の消費額と比較してどう変化したかについて分析した。分析手法としては、**Mean and Quantile Regression** モデルを使い、被説明変数には消費額、説明変数にはシングルマザーを示すダミー変数と制度変更期間を示すダミー変数との交差変数、制度変更期間を示すダミー変数、世帯人数、年齢、人種、学歴などの **demographic factors** と月次ダミー変数が用いられ、シングルマザーを示すダミー変数と制度変更期間を示すダミー変数との交差変数の係数が1984年からどう変化したかを分析した。分析の結果、シングルマザーの消費額は絶対的な値だけでなく独身女性や既婚の母親との相対比較においても下落していないことが分かった。これはシングルマザー全体にわたることで、学歴の低いシングルマザーで消費額の少ない人達にも当てはまった。

Eissa et al (2008) はアメリカの4回にわたる税制度改革 (1986年、1990年、1993年、2001年) がシングルマザーの厚生にどのような影響を与えたか分析している。税制度改革はシングルマザーの就業率だけでなく、勤労時間にも影響を及ぼす。しかし、就業率に影響を及ぼすのは **effective average tax rate** である一方、勤労時間に影響を及ぼすのは **effective marginal tax rate** であり、就業率、勤労時間に関するそれぞれの税率の弾力性が社会厚生の変動のカギとなる。著者は従来の **convex** 型の効用関数では現実の労働供給の変化や社会厚生の変化をうまく量れないことを指摘し、2つの税率の弾力性を構成要素とした社会厚生関数を導き、税制度を **lump sum tax system** に置き換えたときの等価変分の量を **simulation** によって推計した。具体的には、実際のデータから就業率、勤労収入を回帰分析によって推計し、そこから **effective average tax rate** と **effective marginal tax rate** を計算する。そして税制度変更に伴って生じる **benefit** を計算し、**tax rate** と **benefit** から弾力性を計算する。その弾力性を等価変分の公式に当てはめ、制度変更に伴う社会厚生の変化額を計算した。分析の結果、4回の税制度改革はすべてシングルマザーの社会厚生を増加させ、特に1986年の改革の効果が大きいことが分かった。また厚生を増加にはシングルマザーの新規雇用が大きく貢献していることが分かり、今後制度改革の社会厚生への影響をみる際に労働者の就業参加行動を考慮することの大切さを指摘した。

Herbst (2013) はTANFと補助金の支給制限制度 (60ヶ月) がシングルマザーへの身体的・精神的影響や満足度に及ぼす影響について、生活スタイルに関するサーベイ調査のデータをもとに分析した。具体的には、子供の年齢が0歳から17歳でスキルの低いシングルマザーを **treatment group** に、子供がおらずスキルの低い未婚の女性を **control group** として **Order Probit Model** をベースとした **Difference-in-Difference** の手法によって分析した。分析の結果、TANFはシングルマザーの生活の満足度をあげるだけでなく、勤労による身体的・精神的なコストも生じていないことが分かった。一方補助金の支給制限制度からの影響はほとんど認められなかった。

以上のように様々な国において社会福祉制度の改革が行われてきたが、シングルマザーの就業率をあげる成果がある程度認められ、生活状況の改善にも貢献していることがわかった。

2.3 賃金・保育園使用料が母親の就労に与える影響

2.2節では税制度や社会保障システムがシングルマザーの就業率、勤労時間、所得、厚生などにも及ぼす影響について分析した研究を見てきた。しかしながら、シングルマザーの就業率に影響を及ぼす他の要素に子育てのコストがある。ここでは賃金や保育園使用料、そして保育園使用料に対する補助金がシングルマザーの就業に及ぼす影響について分析した研究を見ていく。

Berger and Black (1992)は、保育園使用料への補助金が低所得のシングルマザーの労働供給と保育園に対する評価に与える影響について分析した。具体的には、補助金を受けたシングルマザーと補助金を受け取るためのwaiting listに載っているシングルマザーとを比較し、補助金の就労や保育園に対する満足度への影響を分析した。労働供給に対してはProbit Modelを、勤労時間に対する影響については最尤法を、保育園に対する評価に関してはOrder Probit Modelを用いて推計している。この時、補助金の受給者、waiting listの人達に関するデータだけでなく、同じ地区の別のsurveyデータと比較検討することによってselection biasの問題を回避している。分析の結果、補助金を受け取っているシングルマザーは雇用される確率は高くなり、保育園の質にも満足する傾向があることがわかった。しかしながら補助金は勤労時間にはほとんど影響を及ぼさなかった。

Tekin (2006)では子供の保育費やpart-timeやfull-timeの賃金がシングルマザーの雇用と保育園の使用に及ぼす影響について分析している。この論文の特徴は先行研究と違い、保育園使用料への補助金を受け取る選択と就労・保育園を使用するか否かの決断を同時に決定するというモデル設定にただけでなく、保育園使用料への補助金を受け取った人とそうでない人では保育園使用料は異なることを考慮している。分析方法としては、勤労、保育園の支払い、保育園使用料の補助金の受理に関する3つの選択をMultinomial Choice Modelで表し、part-timeとfull-timeの賃金関数と保育園使用料に関する推計式とを同時推計を行っている。分析の結果、保育園使用料の低下は雇用と保育園使用率を増加させることが分かった。full-timeの賃金の上昇は雇用と保育園使用率を増加させる一方、part-timeの賃金の上昇の雇用に対する影響はfull-timeの賃金に比べてかなり小さかった。またfull-timeで働いているシングルマザーはpart-timeで働いている人よりも保育園使用料に反応し、full-timeの賃金の雇用に対する弾力性はpart-timeの賃金や保育園使用料の雇用に対する弾力性よりも大きいことが分かった。

Blau and Tekin (2007)は、保育園使用料への補助金を受け取る決定要因とその補助金が雇用、就学、失業、社会保障の受給に及ぼす影響について分析している。この論文の特徴は、補助金を受け取っている人とそうでない人の両方を含んだデータを用いている為に補助金を受け取る決定要因について分析できることである。また補助金の受給と就労状況には相関があり内生性の問題を考慮する必要があるため、OLSと2SLSの2つの方法を用いて分析を行った。分析の結果、補助金の受給には、人種、勤労以外の所得、子供の年齢が影響していることが分かった。また補助金が雇用と失業の両方にプラスの影響を及ぼす一方、就学や社会保障の受給には影響を及ぼしていないことが分かった。

Cascio (2009)は1960年以降アメリカの州レベルで行われてきた幼稚園に対する補助金制度

が女性の就労に与えた影響について分析している。具体的には、各州において補助金制度のタイミングが異なることや、幼稚園の恩恵を受けるのが5歳の子供であることを利用し、補助金の制度を採用した地域に住み5歳の子供を持つ母親を **treatment group**、補助金の制度を採用した地域に住み5歳未満あるいは5歳より年上の子供を持つ母親を **control group** として **Triple Difference Model** によって分析を行った。分析の結果、補助金はシングルマザーの就労にはプラスの影響をもたらしたが、その他の母親の就労には影響を及ぼさなかったという結果が出た。これらの研究から賃金・保育園使用料も女性の就労に一定の影響を及ぼしていることが分かった。

3. 結論

これまで母子家庭における昨今の研究について言及してきた。それによると、女性の学歴、就労経験、子供の年齢・人数、健康状態が就労に影響を及ぼすこと、また海外の税制度や社会保障制度や制度変更がシングルマザーの就業率の上昇や生活改善に一定の効果を出してきたこと、さらに賃金や保育園使用料も母親の就労に影響を与えることが分かった。

はじめにでも触れたように日本における子供の貧困は1人親世帯、特に母子家庭の貧困と関係がある。母子家庭に貧困世帯が多いのは、就業率は海外に比べて高いにもかかわらず、派遣やパートタイム等の非正規で働いている人の割合が多いためである。平成23年全国母子世帯等調査結果報告によると、平成18年にはシングルマザーの正規社員の割合が42.5%であったのに対して平成23年は39.4%と下がっている。貧困の問題を解決するためには、何故シングルマザーが正社員になる割合が少ないのか、非正規から正社員への移行の障害を突き止める必要がある。先行研究を見ると⁵、どのような特性をもった女性が **part-time** や **full-time** で働いているのかという傾向をみるができるが、何がシングルマザーの雇用や **part-time** から **full-time** への移行の障害となっているのかまでは具体的にはわからない。その一つの要因として、シングルマザーのすべての人が就労することや正社員を希望しているわけではないという事実がある。つまり無職や **part-time** で働いているシングルマザーの中には子供の世話で就職できないのではなく、長時間労働、責任の重さや就労外所得の影響で正社員や **part-time** での雇用をもともと希望していない者もいる。このような人々と就労したいと望んでいるが個人のスキルや労働市場の影響で仕事を見つけられない人とを混合して分析すると、効果的な解決策を見つけるのが難しくなる可能性があるため、就労意志を考慮した分析が今後必要であると考え。また日本における政策の効果や今後の政策についての研究も重要である。先行研究において比較的成果があったとされる **ETIC** のように日本には「寡婦控除」制度があるが、その額はアメリカの **ETIC** に比べると小さい。また74%の母子・父子家庭が児童扶養手当を受給しているが、国の負担額は年に1,700億円ほどであり、平均して1世帯年に16万(月額1.3万円ほど)しか受給しておらず、世帯によっては子供が複数いることを考えると決して十分な額とは言えない。一方国は児童手当に2兆円以上、生活保護に3兆円支出している。さらに、保育園使用料が女性の

⁵ 高田(2010)は母子家庭の母親の就業を決める要因について分析し、年齢、子供の年齢、就職歴、勤労外収入、資格が就業に重要であるという結論を出した。

就労の足かせになることから、政府は低所得者世帯に対して3歳から5歳を対象とした認可保育の無償化を現在検討している。しかしながら、これらの政策がシングルマザーの就労や生活改善にどれほど貢献するのかという評価に関する研究はまだまだ少ない。今後はこのような分野において研究が広がり、母子家庭や子供の貧困問題が日本において解決していくことを期待する。

参考文献

1. Berger M., & Black D. (1992) “Child Care Subsidies, Quality of care, and the labour supply of low-incomes, single mother” , *The Review of Economics and Statistics*, 74(4), 635-642.
2. Bettendorf L., Følmer K., & Jongen E. (2014) “The dog that did not bark: The EITC for single mothers in the Netherlands” , *Journal of Public Economics*, 119, 49-60.
3. Blau D., & Tekin E. (2007) “The determinants and consequences of childcare subsidies for single mothers in the USA” , *Journal of Population Economics*, 20, 719-741.
4. Cascio E. (2009) “Maternal Labour Supply and the Introduction of Kindergartens into American Public Schools” , *The Journal of Human Resources*, 44(1), 140-170.
5. Chui H. (2012) “The 1993 EITC expansion and low-skilled single mothers’ welfare use decision” , *Applied Economics*, 44, 1717-1736.
6. Eissa N., & Liebman J. (1996) “Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit” , *The Quarterly Journal of Economics*, 111(2), 605-637.
7. Eissa N., Kleven H., & Kreiner C. (2008) “Evaluation of four tax reforms in the United States: Labor supply and welfare effects for single mothers” , *Journal of Public Economics*, 92, 795-816.
8. Fok Y., Jeon S., & Wilkins R. (2013) “Does part-time employment help or hinder single mothers’ movements into full-time employment?” , *Oxford Economic Papers*, 65, 523-547.
9. Francesconi M., & Klaauw W. (2007) “The Socioeconomic Consequences of “In-Work” Benefit Reform for British Lone Mothers” , *The Journal of Human Resources*, 42(1), 1-31.
10. Gregg P., Harkness S., & Smith S. (2009) “Welfare Reform and Lone Parents in the UK” , *The Economic Journal*, 119(535), F38-F65.
11. Grogger J. (2003) “The Effects of Time Limits, the EITC, and Other Policy Changes on Welfare Use, Work, and Income among Female-Headed Families” , *Review of Economics and Statistics*, 85(2), 394-408.
12. Gruber J. (2000) “Cash welfare as a consumption smoothing mechanism for divorced mothers” , *Journal of Public Economics*, 75, 157-182.
13. Hancioglu M., & Hartmann B. (2014) “What makes single mothers expand or reduce employment?” , *Journal of Family and Economic Issues*, 35(1), 27-39.
14. Herbst C. (2013) “Welfare reform and the subjective well-being of single mothers” , *Journal of Population Economics*, 26, 203-238.
15. Knoef M., & Van Ours J. (2016) “How to stimulate mothers on welfare to find a job: evidence from a policy experiment” , *Journal of Population Economy*, 29, 1025-1061.
16. Leigh A. (2007) “Earned Income Tax Credits and Labor Supply: New Evidence from a British Natural Experiment” , *National Tax Journal*, 60(2), 205-224.
17. Meyer B., & Rosenbaum D. (2001) “Welfare, the Earned Income Tax Credit, and the Labor Supply of Single Mothers” , *The Quarterly Journal of Economics*, 116(3), 1063-1114.
18. Meyer B., & Sullivan J. (2004) “The effects of welfare and tax reform: the material well-being of single mothers in the 1980s and 1990s” , *Journal of Public Economics*, 88(7-8), 1387-1420.

19. Powers E. (1998) “Does means-testing welfare discourage saving? Evidence from a change in AFDC policy in the United States” , *Journal of Public Economics*, 68, 33-53.
20. Stancanelli E. (2008) “Evaluating the impact of the French tax credit on the employment rate of women” , *Journal of Public Economics*, 92, 2036-2047.
21. Tekin E. (2007) “Childcare subsidies, Wages and Employment of Single Mothers” , *The Journal of Human Resources*, 42(2), 453-487.
22. 小林淑恵 (2011) 「児童手当の家計への影響」季刊社会保障研究, 47(1), 67-80.
23. 高田しのぶ (2010) 「母子家庭の母の就業を決める要因」日本経済研究, 63, 100-112.
24. 藤原千沙、湯澤直美、石田浩 (2011) 「母子世帯の所得分布と児童扶養手当の貧困削減効果」貧困研究, 6, 54-65.